

神奈川県労働局発表

平成27年8月21日

(担当)

神奈川県労働局労働基準部賃金課

賃金課長 広田 光彦

主任賃金指導官 高松 正昭

TEL 045-211-7354 (直通)

## 神奈川県最低賃金18円の引上げへ

— 本日、神奈川県最低賃金審議会が答申 —

神奈川県最低賃金審議会（会長 盛 誠吾）は、神奈川県労働局長（若生 正之）から、神奈川県最低賃金の改正について、平成27年7月2日に諮問を受け、調査審議を重ねてきたが、本日、同局長に対し、以下のとおり改正することが適当であるとの答申（別添参照）を行った。

- 時 間 額      905円      （現行 887円）
- 引 上 額      18円
- 引 上 率      2.02%

今後は、この答申を受け、異議申出の公示などの諸手続を経て、神奈川県最低賃金額が決定されることになる。

改正額の効力発生は、最も早い場合で平成27年10月18日である。

※ 最低賃金制度とは

最低賃金法に基づき、国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度である。

仮に最低賃金より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされる。

最低賃金には、県内のすべての労働者（約304万人）に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」（本日答申のあったもの）と、塗料製造業などの最低賃金のように、特定の産業に働く労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」の2種類がある。